

新しく福祉のお仕事にチャレンジする方へ

DREAM.

就職に必要な資金を貸し付けします！

就職後、2年間勤務で全額返還免除します！

貸付金額

上限 **20万円** (無利子)

介護・障害分野のお仕事に初めて就かれる方が利用できます。就職の際に必要なお金を貸し付け、就職後2年間働けば返還免除されます。

こんなことに使えます

- ・子どもの預け先を探す際の活動費
- ・介護にかかる講習会参加経費、参考図書購入費
- ・訪問介護職員等として必要となる靴、道具、カバン等の費用
- ・敷金、礼金、又は転居費など転居に伴う費用
- ・通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ・その他、はじめて福祉のお仕事に就く際に必要な資金

貸付の対象者

次の全てを満たす方

- 介護等又は障害福祉いずれの実務経験もない
- 県内介護職員等もしくは障害福祉職員として、申請日から2か月以内に就労予定（就職内定者）または就労後1か月以内である
- 初任者研修や実務者研修等を受講中または研修修了日が就労日前3か月以内である

2024年2月29日まで

社会福祉法人長崎県社会福祉協議会
福祉人材センター

〒852-8555 長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター 2階
Tel.095-894-4027 (受付時間) 9:00～17:00 土日祝を除く

詳細はこちら▶



<https://www.welhaga.jp/>

申請に必要な書類

- ・ 申請書チェックリスト 【様式第1号】
- ・ 貸付申請書兼利用計画書 【様式第2号】
- ・ 個人情報の取扱同意書 【様式第3号】
- ・ 研修受講（予定）証明書 【様式第5号】
- ・ 借用書 【様式第10号】
- ・ 業務従事届 【様式第20号】
- ・ 住民票（申請者・連帯保証人分）
- ・ 振込口座の通帳写し
- ・ 修了した研修の修了証明書の写し（未了の場合は、後日提出）

※ 各種様式は、長崎県社会福祉協議会のホームページからダウンロードしてご利用ください。

返還免除の条件

就労した日（または研修修了日のいずれか遅い日）から2年間、継続して介護職員又は障害福祉職員の業務に従事すること。



就職活動の相談は
こちらにどうぞ★

福祉人材センター・バンクが福祉のお仕事紹介します

👉 「福祉の仕事」の無料職業紹介事業所です

福祉人材センター・バンクの**ココ**がうれしい！

- ★キャリア支援専門員が相談にのってくれる
- ★LINEなど色々な手段で相談できる

長崎県社会福祉協議会 福祉人材センター
(無料職業紹介事業許可番号 42-ム-010003)

〒852-8555
長崎市茂里町3-24 県総合福祉センター 2階
TEL 095-846-8656



佐世保市社会福祉協議会 佐世保福祉人材バンク
(無料職業紹介事業許可番号 42-ム-020002)

〒857-0028
佐世保市八幡町6-1
TEL 0956-24-1184

